

# 島根県報

第一、四五一号

平成十五年三月十一日

(火曜日)

## 目 次

規則	島根県立大学条例施行規則の一部を改正する規則	(総務課)	二
	補助金等交付規則の一部を改正する規則	(財政課)	二
	租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則の一部を改正する規則	(建築住宅課)	三
	島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則	(審査課)	三
告示	就農用農地取得利子補給金交付要綱の廃止	(生産指導課)	四
	土地改良事業計画書の縦覧(二件)	(農村整備課)	四
	解除予定保安林	(森林整備課)	四
	公有水面埋立ての竣功認可	(漁港課)	四
	大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	(商工企画課)	五
	道路の区域の変更	(道路整備課)	六
	道路の供用開始	(建築住宅課)	七
	道路の位置の指定	(建築住宅課)	八
公告	島根県指定金融機関等の名称等の一部改正	(会計課)	八
	平成十四年度島根県家畜人工授精師養成講習会(家畜人工授精に関する講習会)修業試験の合格者	(畜産振興課)	九
公安規則	島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則		九

## 正 誤

平成十三年九月二十日付け島根県報号外第八五号中 (土地資源対策課) 二二  
 平成十四年九月二十日付け島根県報号外第九七号中 ( ) " ( ) 二二

### 公布された条例等のあらまし

島根県立大学条例施行規則の一部を改正する規則(規則第一二号)

#### 一 規則の概要

1 大学に、大学院を次のとおり置くこととした。(第二条の二関係)

開発研究科	開発専攻	修士課程	入学定員	収容定員
北東アジア研究科	北東アジア専攻	博士課程(前期) 博士課程(後期)	六人 六人	二二人 一八人
		修士課程	一〇人	二〇人

2 大学院の修業年限は、博士課程(前期)及び修士課程においては二年、博士課程(後期)においては三年とする(第二條の二関係)  
 3 大学に置く職員に、研究科長を加えることとした。(第三條関係)  
 4 評議会の評議員に、研究科長を加えることとした。(第七條関係)

#### 二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

補助金等交付規則の一部を改正する規則(規則第一二二号)  
 一 規則の概要

1 規則の適用対象とする負担金の範囲を改正することとした。(別表関係)

2 その他規定の整理

#### 二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則の一部を改正する規則（規則第一三三号）

一 規則の概要

租税特別措置法の一部改正に伴う規定の整理（第一条・第三条・様式第一号・様式第二号関係）

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第一四号）

一 規則の概要

島根県中山間地域研究センター条例の一部施行に伴い、証紙による収入に加えることとした。（別表第一関係）

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

規 則

島根県立大学条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第十一号

島根県立大学条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立大学条例施行規則（平成十二年島根県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「大学」の下に「（大学院を除く）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（大学院）

第二条の二 大学に、大学院を次の表のとおり置く。

研究科	専攻	課 程	入学定員	収容定員
北東アジア研究科	北東アジア専攻	博士課程（前期） 博士課程（後期）	六人	一二人
開発研究科	開発専攻	修士課程	一〇人	二〇人

2 大学院の修業年限は、博士課程（前期）及び修士課程においては二年、博士課程（後期）においては三年とする。

第三条中「学部長」の下に「、研究科長」を加える。

第四条中第九項を第十項とし、第三項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。

第七条第二項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 研究科長

第七条第三項中「前項第六号」を「前項第七号」に改め、同条第四項第四号中「及び」を「、研究科その他」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第十二号

補助金等交付規則の一部を改正する規則

補助金等交付規則（昭和三十三年島根県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「特別の定」を「特別の定め」に改める。

第一条第三項中「異なる」を「異なる」に改める。

第五条第一項及び第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。  
 第八条第一項中「法令の定」を「法令の定め」に、「基く」を「基づく」に改める。  
 第九条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十三条第一項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第十四条第一項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「すでに」を「既に」に、「取消す」を「取り消す」に改め、同項第四号中「基く」を「基づく」に改め、同条第三項中「取消した」を「取り消した」に改める。

第十五条第一項中「取消した」を「取り消した」に、「すでに」を「既に」に改め、同条第二項中「すでに」を「既に」に、「こえる」を「超える」に改める。

第十六条第一項中「こえる」を「超える」に改める。

別表中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 知的障害者保護費負担金

別表中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第二十七号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の前日に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第一号及び第十一号に掲げる負担金については、同日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則第十条から第十六条までの規定の適用があるものとする。

租税特別措置法に基づき優良住宅認定事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第十三号

租税特別措置法に基づき優良住宅認定事務に関する規則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づき優良住宅認定事務に関する規則（昭和四十九年島根県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十一条の第二項第十一号二及び第六十二条の三第四項第十一号二」を「第三十一条の第二項第十二号二及び第六十二条の三第四項第十二号二」に改める。

第二条及び第三条中「第三十一条の第二項第十一号二又は第六十二条の三第四項第十一号二」を「第三十一条の第二項第十二号二又は第六十二条の三第四項第十二号二」に改める。

様式第一号及び様式第二号中「第31条の2第2項第11号」を「第31条の2第2項第12号」に、「第31条の3第4項第11号」を「第31条の3第4項第12号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第十四号

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

島根県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年島根県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中第三十一号を第三十二号とし、第十八号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 島根県中山間地域研究センター条例（平成十四年島根県条例第六十一号）に基づき手数料

づく手数料

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

告

示

島根県告示第二百七号

就農用農地取得利子補給金交付要綱（平成九年島根県告示第六百十二号）は廃止し、平成十五年四月一日から施行する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第二百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良区理事長から土地改良事業の施行について認可の申請があり、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
能義郡伯太町土地改良区	原代地区用排水施設事業（がんばんる島根農林総合事業・小規模土地基盤整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から二十一日間	伯太町役場

島根県告示第二百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良区理事長から土地改良事業の施行について認可の申請があり、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
能義郡伯太町土地改良区	宇丹波下地区用排水施設事業（がんばんる島根農林総合事業・小規模土地基盤整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から二十一日間	伯太町役場

島根県告示第二百十号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄田信義

- 一 解除予定保安林の所在場所  
那賀郡金城町大字小国イ八六一の一八
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

島根県告示第二百十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄田信義

- 一 竣功認可の年月日  
平成十五年二月二十七日
- 二 竣功認可を受けた者

松江市殿町一番地

島根県 代表者 島根県知事 澄田信義

三 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 位置

隠岐郡西郷町大字下西一七〇五番地一、一七〇六番地一、一七〇六番地三、一七〇六番地七、一七〇七番地二及び一七一一〇番地二地先の公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、の地点から⑳の地点までを順次に結んだ線、及びの地点と⑳の地点を結ぶ春分秋分の満潮位(DL+〇・四二〇mにより決定)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

- の地点 西郷漁港沖防波堤 南灯台(北緯三六度一分四九秒、東経一三三度二分〇七秒二八)から二七六度一八分一六秒、一・九九一・八六mの地点
- の地点 ①の地点から二二一度〇九分四七秒、〇・五九mの地点
- の地点 ②の地点から九六度一九分一八秒、七・〇二mの地点
- の地点 ③の地点から一八六度一分四五秒、一一・五六mの地点
- の地点 ④の地点から一九一度二分三〇秒、五・三二mの地点
- の地点 ⑤の地点から二〇〇度二分二〇秒、五・二九mの地点
- の地点 ⑥の地点から二〇〇度七分一一秒、五・三五mの地点
- の地点 ⑦の地点から一九度三分〇〇秒、五・三三mの地点
- の地点 ⑧の地点から二四度二分一三秒、三八・三三mの地点
- の地点 ⑨の地点から三三度三分二四秒、二三・九一mの地点
- の地点 ⑩の地点から一五八度四分一五秒、一・九五mの地点
- の地点 ⑪の地点から一八三度二分〇一秒、一・六三mの地点
- の地点 ⑫の地点から一九九度一分五三秒、一・二四mの地点
- の地点 ⑬の地点から二八度〇五分五七秒、一・七七mの地点
- の地点 ⑭の地点から三三度一分一六秒、一四・三〇mの地点
- の地点 ⑮の地点から三三度一分三九秒、六・〇三mの地点
- の地点 ⑯の地点から三三度四分一三秒、八・〇七mの地点
- の地点 ⑰の地点から三三八度一分三三秒、八・一九mの地点

(3) 面積

- 一、四七一・四〇平方メートル
- 四 埋立地の用途
- 海岸保全施設用地

五 免許の年月日及び番号

平成十一年一月十三日 漁港第二五号の四

六 閲覧場所

島根県農林水産部漁港課 隠岐支庁水産局及び西郷町役場

島根県告示第百二十二号

平成十四年島根県告示第九百十八号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により松江市から意見を聴取したので、同条第三項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄田信義

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
みしまや学園店 島根県松江市学園二丁目三四番六号
- 二 意見の概要
  - 1 施設管理体制の充実に、暴走族対策及び青少年の健全育成に配慮すること。
  - 2 夜間における騒音の抑制に努めること。
- 三 縦覧場所  
松江市商工課（松江市末次町八六番地）
- 四 縦覧期間  
告示の日から一月間

島根県告示第百二十三号  
道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき告示する。  
その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する隠岐支庁、土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成十五年三月十一日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	区 間		変更前の別		敷地の幅員		延 長		管轄する隠岐支庁、土木建築事務所又は土木事務所名称	備 考
		後	前	後	前	後	前	後	前		
一般国道	四百八十五号	隠岐郡西ノ島町大字浦郷字タヤサキ二番七地先から同字三三番一地先まで	同上	後 七・〇〇	前 六・〇〇	後 三・八〇	前 四・一〇	後 二・二五	前 二・二五	隠岐支庁	道路改良工事 減幅 仮設道撤去
"	四百三十二号	能義郡広瀬町梶福留二一〇八番六地先から同町二一〇八番七地先まで	同上	後 一・五〇	前 二・一〇	後 一・五〇	前 二・一〇	後 三・三〇	前 三・三〇	広瀬土木事務所	減幅 不用物件発生

島根県告示第二百十四号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄す

道		県		"		"		"		"	
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前
宇都井阿須那線	下横田出雲三成 停車場線	二百六十一号	仁多郡横田町大字大谷七一〇番二地先から同大 字一四三〇番八〇地先まで	邑智郡石見町大字矢上一九二番一地先から同 大字一九〇二番四地先まで	邑智郡羽須美村大字宇都井一七四番一地先か ら同大字一四九番一地先まで	川本土木建築事務所	川本土木建築事務所	仁多土木事務所	川本土木建築事務所	不用物件発生	" "
後 B	前 A	後	前	後	前	川本土木建築事務所	川本土木建築事務所	仁多土木事務所	川本土木建築事務所	不用物件発生	" "
一〇・〇〇〇 一五・〇〇〇	四・〇〇〇 二三・〇〇〇	一〇・〇〇〇 一七・〇〇〇	一〇・〇〇〇	一四・〇〇〇 二二・〇〇〇	二二・〇〇〇 一九・〇〇〇	川本土木建築事務所	川本土木建築事務所	仁多土木事務所	川本土木建築事務所	不用物件発生	" "
四五・〇〇〇	一三一・〇〇〇	八二・〇〇〇	八二・〇〇〇	一七二・〇〇〇	一七二・〇〇〇	川本土木建築事務所	川本土木建築事務所	仁多土木事務所	川本土木建築事務所	不用物件発生	" "
<p>上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ 仮設道設置</p>											

る土木建築事務所において一般の縦覧に供する。  
平成十五年三月十一日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所の名称	備考
県道	本庄福富松江線	松江市大井町字堤七七二番一地从先から同町八〇番一地从先まで	二八〇・〇〇メートル	平成十五年三月十一日	松江土木建築事務所	
"	三刀屋木次イン ター線	飯石郡三刀屋町大字下熊谷八五三番一地从先から同大字二〇二三番四地先まで	二二八・七〇	平成十五年三月十六日	木次土木建築事務所	
"	宇都井阿須那線	邑智郡羽須美村大字宇都井一四九番一地从先から同大字七七番一地从先まで	一一〇・〇〇	平成十五年二月十一日	川本土木建築事務所	
"	"	邑智郡羽須美村大字宇都井一七四番一地从先から同大字一一四九番一地从先まで	四五・〇〇	"	"	

島根県告示第二百十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第三十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄田信義

一 道路の位置

隠岐郡西郷町大字飯田字立石六番一の一の部 同 六番二の一の部、

同 同 六番二一、 同 六番三二、

同 同 六番三三、 同 六番三五、

隠岐郡西郷町大字飯田字有田二七番一の部

隠岐郡西郷町大字飯田字立石六番二二地先 同 六番三二地先

二 道路の幅員

七・〇メートル、二二・六メートル

三 道路の延長

七六七・九三メートル

四 位置標示方法

別紙図面図示位置に道路側溝並びに境界鉄を設置して標示する。

五 指定の年月日及び番号

平成十五年二月二十八日 第五号

備考

別紙図面は、隠岐支庁土木建築局及び西郷町役場に備えて一般の縦覧に供する。

島根県告示第一百十六号

島根県指定金融機関等の名称等（昭和五十七年島根県告示第四百五十号）の一部を次のように改正し、平成十五年三月十七日から施行する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄田信義

第三号の表出雲信用組合の項中 「東支店」 を

「東支店 出雲市中野町」 に改める。

「東支店 出雲市大津町」



公 告

平成十四年度島根県家畜人工授精師養成講習会(家畜人工授精に関する講習会)修業試験の合格者は、次のとおりである。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

石橋 篤 石原 誠 小村浩一朗 勝田 有紀 勝部 雅子

松本 正樹

公安委員会規則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月11日

島根県公安委員会委員長 古 瀬 章

島根県公安委員会規則第3号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則(昭和55年島根県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 運転管理経歴証明書(様式第18号の3)

様式第18号及び様式第18号の2を次のように改める。

様式第18号 (第16条関係)

署別・整理番号		-																																								
<b>安全運転管理者に関する届出書</b>																																										
島根県公安委員会 殿		年 月 日																																								
選任・解任		①届出者(使用人・代理人)																																								
安全運転管理者を		住所																																								
届出事項( )を変更		名称・氏名																																								
(電話 - )																																										
②選任年月日	年 月 日	⑧名 称																																								
③安全運転管理者氏名	(ふりがな)	⑨位 置																																								
	生年月日		年 月 日 ( 歳)																																							
④職務上の地位	雇用主 代表取締役 専務次長 課長 その他( )	⑩業種別	1.官公署 2.公社公団等 3.農業 4.林業 5.漁業 6.鉱業 7.建設業																																							
⑤運転免許の有無	有・無		⑥副安管の有無	有( )・無																																						
⑦解任届出欄	解任年月日	年 月 日	⑪自動車台数																																							
	前任者氏名																																									
	解任事由	死亡 退職 転任 解任命令 その他( )																																								
		<table border="1"> <tr> <th colspan="2">乗 用</th> <th colspan="2">貨 物</th> <th colspan="2">特 殊</th> <th>自</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <td>定員11人以上</td> <td>普通</td> <td>大</td> <td>普通</td> <td>大</td> <td>小</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>バス</td> <td>マイクロ</td> <td>通</td> <td>軽</td> <td>型</td> <td>通</td> <td>軽</td> <td>型</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>( )</td> </tr> </table>		乗 用		貨 物		特 殊		自	計	定員11人以上	普通	大	普通	大	小	二	バス	マイクロ	通	軽	型	通	軽	型																( )
乗 用		貨 物		特 殊		自	計																																			
定員11人以上	普通	大	普通	大	小	二																																				
バス	マイクロ	通	軽	型	通	軽	型																																			
							( )																																			
		備考																																								

※記載要領

1. 選任の場合は②を除く全ての欄を、解任の場合は⑦を、両方の届出を兼ねる場合は、全ての欄を記入してください。
2. 「⑪自動車台数」欄の「自二」は、自動二輪車の実際の台数の二分の一の数を記入し、( )内に実台数を記入してください。

様式第18号の2 (第16条関係)

署別・整理番号		- B																																								
<b>副安全運転管理者に関する届出書</b>																																										
島根県公安委員会 殿		年 月 日																																								
選任・解任		①届出者(使用人・代理人)																																								
副安全運転管理者を		住所																																								
届出事項( )を変更		名称・氏名																																								
(電話 - )																																										
②選任年月日	年 月 日	⑦名 称																																								
③副安全運転管理者氏名	(ふりがな)	⑧位 置																																								
	生年月日		年 月 日 ( 歳)																																							
④職務上の地位	雇用主 代表取締役 専務次長 課長 その他( )	⑨業種別	1.官公署 2.公社公団等 3.農業 4.林業 5.漁業 6.鉱業 7.建設業																																							
⑤運転免許の有無	有・無		⑥副安管の有無	有( )・無																																						
⑥解任届出欄	解任年月日	年 月 日	⑩自動車台数																																							
	前任者氏名																																									
	解任事由	死亡 退職 転任 解任命令 その他( )																																								
		<table border="1"> <tr> <th colspan="2">乗 用</th> <th colspan="2">貨 物</th> <th colspan="2">特 殊</th> <th>自</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <td>定員11人以上</td> <td>普通</td> <td>大</td> <td>普通</td> <td>大</td> <td>小</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>バス</td> <td>マイクロ</td> <td>通</td> <td>軽</td> <td>型</td> <td>通</td> <td>軽</td> <td>型</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>( )</td> </tr> </table>		乗 用		貨 物		特 殊		自	計	定員11人以上	普通	大	普通	大	小	二	バス	マイクロ	通	軽	型	通	軽	型																( )
乗 用		貨 物		特 殊		自	計																																			
定員11人以上	普通	大	普通	大	小	二																																				
バス	マイクロ	通	軽	型	通	軽	型																																			
							( )																																			
		備考																																								

※記載要領

1. 選任の場合は②を除く全ての欄を、解任の場合は⑥を、両方の届出を兼ねる場合は、全ての欄を記入してください。
2. 「⑩自動車台数」欄の「自二」は、自動二輪車の実際の台数の二分の一の数を記入し、( )内に実台数を記入してください。

様式第18号の3 (第15条関係)

様式第18号の3の次に次の様式を加える。

### 運 転 管 理 経 歴 証 明 書

事業所名		
氏名		
勤務期間	勤務先の名称	職名及び業務内容
～		
～		
～		
～		
～		
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p>島根県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(使用者)</p> <p style="text-align: right;">印</p>		

この用紙は、「安全運転管理者に関する届出書」及び「副安全運転管理者に関する届出書」に添付してください。

運転管理経歴の内容は、安全運転管理者に必要とされる要件を満たす程度のもので構いません。

附 則

この規則は、平成15年3月17日から施行する。

正

誤

平成十三年九月二十日付け島根県報号外第八五号中に誤りがあつたので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
十二	表 大東(県)・1 の項中	費 (70,400)	費 1冊冊 (60,200)

平成十四年九月二十日付け島根県報号外第九七号中に誤りがあつたので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
十二	表 大東(県)・1 の項中	費 (70,400)	費 1冊冊 (60,200)

平成十五年三月十一日印刷  
平成十五年三月十一日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町  
松江市学園南  
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)